

# 監査公表

地方自治法第199条第4項に基づき、平成19年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

大村市監査委員 黒川 義則  
大村市監査委員 宮本 武昭

## 財務事務監査

① 監査の対象  
市民生活部(地域げんき課、安全対策課、市民課)  
農林水産部(農業水産課、農林整備課)  
教育委員会(教育総務課、学校教育課、社会教育課、文化振興課、学校保健体育課)  
競艇企業局

② 監査の期間  
平成19年11月1日～平成20年3月23日

### ③ 監査の方法

監査日までにおける平成19年度の財務に関する事務の執行状況について、関係書類および帳簿を抽出審査し、必要に応じて関係職員から事情を聴取して監査を実施した。

### ④ 監査の結果

全般的に、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において不適正な処理や改善を要する事項が見受けられたので、その状況を公表する。

なお、そのほか軽微な事項についても、講評の際に口頭で指導したので、今後の事務処理上留意されたい。

## ■地域げんき課

① 収入事務  
調定もれや調定誤りおよび事務が遅延しているもの

② 契約事務  
(1) 業務委託契約において、その目的や業務内容が委託にそぐわないもの  
(2) 指定管理者の管理にかかるとの施設の事業報告、減免申請等の報告が適正になされていないなど管理監督ができていない。

### ③ 財産管理事務

(1) 備品台帳が作成されていない。  
(2) 行政財産の使用許可手続きにおいて事務が遅延しているもの

## ■安全対策課

① 支出事務  
資金前渡・概算払の精算事務がなされていないもの

### ② 契約事務

業務委託契約の関係書類および手続きに不備があるもの

### ③ 財産管理事務

備品管理において、新規取得備品の台帳整理がなされていないものおよび物品現在高報告書に記載された数と台帳上の数が一致しないもの

## ■市民課

① 支出事務  
旅費の支出事務において、事後に旅行命令がなされているもの

### ② 契約事務

契約書に契約日が記入されていないなど関係書類および手続きに不備があるもの

### ③ 財産管理事務

備品管理において、備品台帳整理がなされていないもの

## ■農業水産課

① 収入事務  
調定や納付書発行事務が遅延しているもの

### ② 支出事務

(1) 旅費の支出事務において、事後に旅行命令がなされているもの  
(2) 立替払や支払が遅延しているもの

### ③ 財産管理事務

行政財産の使用許可事務手続きに不備があるもの

## ■農林整備課

① 収入事務  
納付書発行事務が遅延しているもの

### ② 支出事務

旅費の支出事務において、事後に旅行命令がなされているもの

### ③ 財産管理事務

行政財産の使用許可事務手続きが遅延しているもの

## ■教育総務課・学校教育課

① 収入事務  
収入調定事務において、調定もれ、調定誤りがあるもの

### ② 支出事務

(1) 概算払旅費の精算事務が遅延しているもの  
(2) 用品調達基金を利用せず、単価の高い物品を購入しているもの

### ③ 契約事務

(1) 契約書の内容に不備があるものや業務完了報告書が提出されていないものなど、事務処理に不備な点が多い。

### (2) 業務委託契約において、その目的や業務内容が委託にそぐわないもの

### ④ 財産管理事務

(1) 備品管理において、備品台帳整理がなされていないもの及び物品現在高報告書に記載された数と台帳上の数が一致しないもの

### (2) 施設の管理において、行政財産使用許可事務に不備があるもの

### ⑤ その他の事務

奨学金の返還猶予について、大村市奨学生選考委員会の審議がなされていないなど事務手続きに不備があるもの

## ■社会教育課

① 収入事務  
(1) 収入調定、納入通知書発行事務および収納簿整理が適正になされていないもの  
(2) 公民館使用料にかかる事務が適正になされていないもの

### ② 支出事務

報酬の支給事務に不備があるもの

③ 財産管理事務  
備品管理において、備品台帳整理がなされていないものおよび物品現在高報告書に記載された数と台帳上の数が一致しないもの

## ■文化振興課

① 収入事務  
(1) 使用料の算定誤り、調定金額が不相当であるなど事務処理に不備があるもの

### ② 体育文化施設等使用料について、減免理由に適正を欠くものおよび指定管理者からの使用料報告事務が適正になされていないもの

### ③ 財産管理事務

備品管理において、備品台帳整理がなされていないもの、備品台帳の様式に不備のあるものおよび物品現在高報告書に記載された数と台帳上の数が一致しないもの

## ■学校保健体育課

① 収入事務  
電気料の実費徴収分について、調定および納付書発行事務がなされていないもの

### ② 契約事務

契約時に見積書を徴していないものや委託契約において補助金交付事務と混同した処理がなされているなど事務手続きに不備があるもの

### ③ 財産管理事務

備品管理において、新規取得備品の台帳整理がなされていないものおよび物品現在高報告書に記載された数と台帳上の数が一致しないもの

### ④ 補助金交付事務

補助申請額の明細が不明であるなど交付事務に不備があるもの

## ■競艇企業局

① 契約事務  
契約書に公印のないもの、関係書類の日付もれおよび見積書に相手方の印がないなど事務手続きに不備な点が多い。

問い合わせ 監査委員事務局(内線345)

## 市民課 からの お知らせ

# 5月1日から住民票などの 交付請求、各種届出の際に 本人確認が必要となります

住民票や戸籍謄抄本などを、本人になりすまして不正に取得する事件が全国的に発生し、社会的な問題になっています。

このような不正行為による被害を未然に防止するために、住民基本台帳法および戸籍法が一部改正され、5月1日(木)から住民票や戸籍謄抄本の交付請求・各種届出の際に、窓口に来られた人の本人確認が必要となります。ご協力をお願いします。



なお、住民票を本人または同一世帯の人以外が請求する場合、戸籍謄抄本を本人・配偶者および直系親族以外の人が請求する場合は、委任状が必要です。

### 本人確認の方法

顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)を提示していただきます。

※証明書がない場合は、健康保険証・医療機関の受診証・キャッシュカードなど複数の証明書を提示していただきます。

問い合わせ

市民課(内線100)

## 環境保全課 からの お知らせ

# やめて！ごみの野焼き

ごみの野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。野焼きは、煙・悪臭により近所迷惑になるばかりでなく、ダイオキシン類や有害物質の発生の原因になります。ごみは焼却せず、分別して「燃やせるごみ」の収集日に出してください。

ドラム缶やブロックで囲った場所、素掘りの穴などでも、ごみを燃やすことはやめましょう。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※次の場合は例外として認められますが、周囲に迷惑のならないようにご注意ください。

- ① 災害の予防、応急対応または復旧のために必要なもの
- ② 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの
- ③ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないもの
- ④ 焚き火など、日常生活で通常行われるもので軽微なもの

# 光化学オキシダントにご注意ください

県内では、春や秋の風が弱く晴れた日中に光化学オキシダントの濃度が高くなる傾向があり、特に今の時期に高濃度になります。

濃度が高くなった場合、県では、地域を指定して「光化学オキシダント注意報」を発令します。その場合、身体が弱い人は、屋外での激しい運動は避け屋内に入りましょう。もし、眼やのどに異常を感じたら、洗眼やうがいをして、十分な休息を取ってください。

# 空き缶回収キャンペーンにご参加ください

とき 6月1日(日)、午前7時30分～8時30分

ところ (中央会場)馬場先波止、森園公園、鹿ノ島入口

※各町内でも、子ども会などの団体に呼びかけて、町内の公園などを清掃しましょう。各家庭でも、家族そろって家の周りなどを清掃しましょう。

### 注意事項

交通量の多い道路、がけなどの危険箇所は避け、ママシハチハゼの木などの有害動植物には気をつけてください。

問い合わせ

環境保全課(内線144)